

博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定等に関する取扱要項（案）

（目的）

第1条 この要項は、高知県博物館の登録に関する規則（令和5年高知県教育委員会規則第6号）第3条及び第7条の規定により、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第13条第1項第3号から第5号までに規定する博物館の登録に関する基準、法第15条第1項に規定する変更の届出、法第16条に規定する定期報告、法第20条第1項に規定する廃止の届出、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「法施行規則」という。）第24条第1項第2号から4号までに規定する博物館に相当する施設の指定に関する基準、法施行規則第25条に規定する報告等について必要な事項を定めるものである。

（登録の審査に関する基準）

第2条 法第13条第1項第3号から第5号までに規定する博物館登録の審査に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究を実施する体制が、次のアからキまでに掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。
 - イ アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
 - ウ イの博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理及び活用する体制を整備していること。
 - エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
 - オ 単独で又は他の博物館若しくは学校、図書館、研究所、公民館、文化に関する諸施設等と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
 - カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
 - キ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。
- (2) 学芸員その他の職員の配置が次のアからウまでに掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 前号アの基本的運営方針に基づき博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
 - イ 法第5条第1項に規定する学芸員が置かれていること。
 - ウ 前号アの基本的運営方針に基づき博物館の運営に必要な職員が置かれていること。
- (3) 当該博物館の施設及び設備が次のアからエまでに掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的か

- つ 継続的に行うことができること。
- イ 防災及び防犯のために必要な措置を有していること。
- ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解することができない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(指定の審査に関する基準)

第3条 前条の規定は、法施行規則第24条第1項第2号から第4号までに規定する都道府県教育委員会の定める基準として、同条第2項の規定により準用する。

(博物館の変更の届出)

第4条 法第15条第1項に規定する変更の届出は、変更しようとする内容を示す書類を添付して博物館登録変更届（別記第1号様式）により行うものとする。

(博物館に相当する施設の変更の報告)

第5条 法施行規則第23条第1項第1号又は第2号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、博物館に相当する施設指定変更報告（別記第2号様式）により高知県教育委員会へ報告するものとする。

(博物館の定期報告)

第6条 法第16条に規定する報告は、毎事業年度終了後3月以内に、博物館運営状況報告書（別記第3号様式）により行うものとする。

- 2 高知県教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、資料（収支決算書、展示・調査研究・学習機会の提供の実績を示す書類等）を求めることができる。

(博物館の廃止の届出)

第7条 法第20条第1項に規定する廃止の届出は、博物館廃止届（別記第4号様式）に廃止の内容を示す資料を添付して廃止した日から20日以内に行うものとする。

(博物館に相当する施設の要件喪失の報告)

第8条 法施行規則第25条に規定する都道府県教育委員会への報告は、博物館に相当する施設の要件喪失報告（別記第5号様式）により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和5年5月 日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(博物館の登録審査基準要項及び博物館に相当する施設指定審査要項の廃止)
- 2 博物館の登録審査基準要項及び博物館に相当する施設指定審査要項は、令和5年4月1日をもって廃止する。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

設置者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

登録番号

博物館登録変更届

下記のとおり博物館法第12条第1項第1号又は第2号に掲げる事項を変更したいので、同法第15条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更予定年月日

3 変更理由

別記

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

設置者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

登録番号

博物館に相当する施設指定変更報告

下記のとおり博物館法施行規則第23条第1項第1号又は第2号に掲げる事項を変更したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 変更事項

2 変更予定年月日

3 変更理由

別記

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

設置者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

登録番号

博物館運営状況報告書

博物館法第16条の規定により、別紙関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 設置者の名称及び住所

2 博物館の名称及び所在地

3 前年の開館日数

4 職員体制

（1）学芸員 名

（2）その他の職員（館長を含む。） 名

別記

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

設置者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

博物館廃止届

下記のとおり博物館を廃止したので、博物館法第20条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 博物館の名称及び所在地

2 登録番号

3 廃止年月日

4 廃止の理由

5 廃止後の処置

別記

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

設置者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

博物館に相当する施設の要件喪失報告（博物館法施行規則第25条に規定する報告）

下記のとおり博物館に相当する施設は博物館法施行規則第24条第1項に規定する要件を備えなくなったので、博物館法施行規則第25条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 指定を受けている施設の名称及び所在地
- 2 要件を備えなくなった年月日
- 3 要件を備えなくなった理由
- 4 要件を備えなくなった後の処置